

# 公益財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会 定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、公益財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会と称し、英語では、WorldSkills Aichi 2028 と表示する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区神楽坂四丁目 1 番 1 号に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、2028 年に開催される第 49 回技能五輪国際大会（日本・愛知大会）（以下「大会」という。）の準備及び運営に関する事業を行い、大会の成功に万全を期し、この大会を、次代を担う若者が、技能への関心を高め、職業観を養う機会とするとともに、大会の開催を通じて、技能が尊重される世界的な気運を加速させ、世界と日本の持続可能な未来への貢献を果たし、広く、技能及び職業に対する興味及び関心を高め、我が国の人材育成並びに経済及び産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 大会の準備及び運営に関する事業

(2) 大会の準備及び運営に係る国内外の関係機関、団体等との連絡調整及び連携協力に関する事業

(3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、当法人の設立に際して次のように財産を拠出する。

| 設 立 者      | 財産の種別 | 財産の価額  |
|------------|-------|--------|
| 愛 知 県      | 現 金   | 600 万円 |
| 中央職業能力開発協会 | 現 金   | 600 万円 |

(基本財産)

第6条 前条に掲げる財産のうち、別表に掲げる財産及び評議員会で決議した財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものとして、当法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において決議を得なければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書及び収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第23条第3項及び第4項に規定する代表理事たる会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 当法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ウ 当該評議員の使用人
    - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
    - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - ア 理事
    - イ 使用人
    - ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の

定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

（ア）国の機関

（イ）地方公共団体

（ウ）独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

（エ）国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

（オ）地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

（カ）特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（3）当法人の評議員のうち租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定する親族等の数が評議員の数のうちに占める割合は 3 分の 1 を超えないものであること。

（評議員の任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員が第 10 条に定める定数に足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条 評議員には、報酬等を支給しない。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 理事及び監事並びに評議員の職務の遂行に係る費用の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (6) 定款の変更（第3条、第4条及び第11条の変更を含む。）
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 長期借入金の借入並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項に掲げるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定められた事項を除き、評議員会において定める。

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 前条の規定により評議員会を招集する場合、招集する者は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、書面又は評議員の承諾を得た電磁的方法により通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経るこ

となく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会は、互選により、評議員のうちから議長 1 名及び副議長 1 名を選任する。

2 議長は、評議員会の議事を整理し、評議員会の事務を統理する。

3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

4 議長及び副議長に事故あるときは、その評議員会に出席した評議員の互選により仮議長を選任し、議長の職務を行わせる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 監事の解任

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略等)

第 21 条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 194 条の要件を満たした場合、評議員会の決議があったものとみなす。

2 一般社団・財団法人法第 195 条の要件を満たした場合、評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長（第 19 条第 3 項又は第 4 項の規定により議長の職務を行う者を含む。本項において同じ。）及び会議に出席した評議員の中から議長が指名する議事録署名人 1 名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上35名以内
- (2) 監事1名以上3名以内
- 2 当法人の理事及び監事のうち租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等の数が理事及び監事それぞれの数のうちに占める割合は、いずれも3分の1を超えてはならない。
- 3 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうちから3名以内を会長代行、3名以内を副会長、1名を事務総長、1名を事務局長とすることができる。
- 4 前項の会長及び会長代行をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、事務総長及び事務局長をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(会長等の選定)

第24条 会長、会長代行、副会長、事務総長及び事務局長は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の職務を統括する。
- 3 会長代行は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その職務を執行する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 事務総長及び事務局長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 6 会長、会長代行、事務総長及び事務局長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、法令で定めるところにより、いつでも、理事及び使用人に対して事業の

報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事が第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなる場合、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、技能五輪国際大会を運営するワールドスキルズ・インターナショナルが指名する者は、理事会へ出席し、助言することができる。

3 前項の規定により理事会への出席や助言を行った者に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。また、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、会長代行、副会長、事務総長及び事務局長の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 理事会は、一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 90 条第 4 項各号に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を除き、理事に委任することができる。

(開催)

第 32 条 理事会は、定時理事会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 33 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により会長代行その他の理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第 34 条 前条の規定により理事会を招集する場合、招集する者は、理事会の開催日の 5 日前までに、理事及び監事に対し、書面又は理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会は、会長をもって理事会の議長とする。

2 議長は、理事会の議事を整理し、理事会の事務を統理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により会長代行又は副会長が議長の職務を行う。

4 会長、会長代行及び副会長に事故があるときは、その理事会に出席した理事の互選により、仮議長を選任し、議長の職務を行わせる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過

半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略等)

第 37 条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たした場合、理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び会長代行並びに監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。当該理事会に会長及び会長代行が出席しなかった場合、出席した理事及び監事が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第 8 章 その他の機関

(特別顧問)

第 39 条 当法人に、任意の機関として、特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問は、理事会に出席し、又は理事会の求めに応じ、大会及び当法人の運営全般に関して助言をすることができる。ただし、特別顧問は、当法人の業務執行に関する権限を有するものではない。

3 特別顧問の選任及び解任は、会長が決定し、理事会において報告する。

4 特別顧問には、報酬等を支給しない。ただし、特別顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第 40 条 当法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の求めに応じ、大会及び当法人の運営全般に関して助言をすることができる。ただし、顧問は、当法人の業務執行に関する権限を有するものではない。

3 顧問の選任及び解任は、会長が決定し、理事会において報告する。

4 顧問には、報酬等を支給しない。ただし、顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(参与)

第 41 条 当法人に、任意の機関として、参与を置くことができる。

2 参与は、会長の求めに応じ、事務局に対してその見識に基づく助言をすることができる。ただし、参与は、当法人の業務執行に関する権限を有するものではない。

3 参与の選任及び解任は、会長が決定し、理事会において報告する。

4 参与には、報酬等を支給しない。ただし、参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 42 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務総長及び必要な職員を置く。

3 職員（ただし、重要な使用人を除く。）の任免は、会長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 44 条 当法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由その他法令で定められた事由のほか、大会に関する全ての業務を終了した後、解散する。

(剰余金の分配)

第 45 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 12 章 補則

(議決権の行使の承認)

第 49 条 当法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会において定める。

(法令の準拠)

第 51 条 この定款に定めのない事項は、一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

### 附 則

1 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

國分 泰雄、宗宮 徳昌、武石 恵美子、古本 伸一郎

2 当法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 筒井 義信、大橋 徹二、大村 秀章、有馬 浩二、輪島 忍、  
小林 洋司、花咲 恵乃、有吉 伸人、大関 東支夫、多 忠貴、可知 洋二、  
勝野 哲、小林 健、嶋尾 正、中山 拓也、新浪 剛史、幡野 徳絵、森 洋、  
森 義久、守屋 文俊、山口 高広、溝渕 友子

設立時代表理事 筒井 義信、大橋 徹二、大村 秀章

設立時監事 池田 千絵、岡村 俊克

3 前項に定める者のほか、設立者の決議により、設立時理事を追加で選任することができる。

4 当法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県

東京都豊島区高田三丁目19番10号 中央職業能力開発協会

5 当法人の最初の事業年度は、法人設立の日から令和8年3月31日までとする。

6 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者が作成し、設立後初めて開催する理事会において承認を受けるものとする。

別表 基本財産(第6条関係)

| 区 分                               | 財産の種別 | 数量等    |
|-----------------------------------|-------|--------|
| 設立者愛知県が拠出する財産のうち、基本財産とするもの        | 現金    | 150 万円 |
| 設立者中央職業能力開発協会が拠出する財産のうち、基本財産とするもの | 現金    | 150 万円 |

この価額

300 万円

以上、一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会設立のため、設立者である愛知県及び中央職業能力開発協会の定款作成代理人である司法書士法人ファースト・パートナーズ 社員 根岸大輔は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 7 年 7 月 18 日

設立者 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号  
愛知県  
知事 大村 秀章

設立者 東京都豊島区高田三丁目 1 9 番 1 0 号  
中央職業能力開発協会  
会長 大橋 徹二

上記設立者の定款作成代理人

東京都中央区日本橋本町二丁目 3 番 4 号  
司法書士法人ファースト・パートナーズ  
社員 根岸 大輔

附 則

この定款は、令和 8 年 4 月 24 日から施行する。